

長岡市生ごみバイオガス化事業

入札説明書

平成 22 年 4 月

新潟県 長岡市

目 次

はじめに	- 1 -
1. 事業実施に関する事項	- 1 -
(1) 事業内容に関する事項	- 1 -
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	- 6 -
(1) 募集及び選定の方法	- 6 -
(2) 募集・選定スケジュール	- 6 -
(3) 入札説明書等に関する説明会及び現地説明会	- 7 -
(4) 既存資料の閲覧	- 7 -
(5) 質問の受付(第1回)	- 7 -
(6) 質問書に対する回答等(第1回)	- 8 -
(7) 参加表明書及び資格確認申請書の提出	- 8 -
(8) 質問の受付(第2回)	- 9 -
(9) 質問書に対する回答等(第2回)	- 9 -
(10) 入札	- 9 -
(11) 落札者の決定及び公表	- 10 -
(12) 基本協定の締結	- 10 -
(13) 事業契約の締結	- 10 -
3. 参加者に関する事項	- 10 -
(1) 参加者の資格等	- 10 -
(2) 参加に係る提出書類	- 12 -
(3) 著作権	- 15 -
(4) 特許権等	- 15 -
4. 落札者の決定及び決定後の手続き	- 15 -
(1) 落札者の決定	- 15 -
(2) 契約に関する基本的な考え方	- 16 -
5. インセンティブ及びペナルティに関する事項	- 16 -
(1) ガスの有効利用に対するインセンティブ及びペナルティ	- 16 -
(2) 発酵残渣の有効利用	- 17 -
(3) 排水の有効利用	- 17 -
6. PFI 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施確保に関する事項	- 17 -
(1) 基本的考え方	- 17 -
(2) 市による事業の実施状況、サービス水準の監視(モニタリング)	- 17 -
7. 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	- 18 -
(1) 立地条件等	- 18 -

(2) 施設構成の概要.....	- 19 -
8. その他の事項.....	- 19 -
(1) 入札保証金.....	- 19 -
(2) 契約保証金.....	- 19 -
(3) 提案の予定価格.....	- 19 -
(4) 留意事項.....	- 20 -
(5) 市が付保を想定している保険.....	- 20 -

別紙 1 入札説明会参加申込書

はじめに

この長岡市生ごみバイオガス化事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、長岡市（以下「市」という。）が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として特定事業の選定を行った、長岡市生ごみバイオガス化事業（以下「本事業」という。）に対して平成 22 年 4 月 13 日に公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）についての説明書である。

なお、長岡市生ごみバイオガス化事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）、長岡市生ごみバイオガス化事業契約書（案）（以下「契約書（案）」という。）、長岡市生ごみバイオガス化事業基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）、長岡市生ごみバイオガス化事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）、長岡市生ごみバイオガス化事業様式集（以下「様式集」という。）は一体のものとし（以下「入札説明書等」という。）、入札説明書等に記載のない事項については、長岡市生ごみバイオガス化事業実施方針、並びに入札説明書等に関する質問回答によることとし、各書類に同一項目に対する記載がある場合には、入札説明書等に関する質問回答、入札説明書等、実施方針に関する質問回答、実施方針の順に優先するものとする。

1. 事業実施に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

1) 事業名称

長岡市生ごみバイオガス化事業（以下「本事業」という。）

2) 対象となる公共施設等の種類

①対象施設	生ごみバイオガス化施設（湿式または乾式）
②立地場所	長岡市寿 3 丁目 6-1 「長岡市環境衛生センター」敷地内
③施設規模等	65 t/日（発酵対象 55 t/日）
④処理対象物	a 家庭系生ごみ：家庭から発生する厨芥類等を分別収集した生ごみ b 事業系生ごみ：市内の事業所から分別収集した生ごみ

3) 公共施設の管理者等の名称

長岡市長 森 民夫

4) 事業目的

長岡市（以下「市」という。）では、平成 17 年度に策定した「長岡市地域新エネルギービジョン」において、新エネルギーの将来像を示し、計画的かつ総合的な新エネルギーの導入を図ることにより、環境負荷の一層の低減と、再生可能なエネルギーの確保

といった持続可能な社会を形成する仕組みや方向性を示した。

この中で、「生ごみを利用したバイオガスプラント事業」は、利用可能性が高い新エネルギー導入プランの1つとして選定されたものである。今後はリサイクルの最終段階としての生ごみの資源化について、施策の展開が求められている。また、国においても、地球温暖化対策の一環として生ごみを焼却処理しないことを推奨しているところである。

以上のような状況から、現在の焼却処理や埋立処分といった処理方式からリサイクルへの転換による環境負荷の一層の低減と、地域循環を視点とした再生可能なエネルギーの確保を実現することを目的として、本事業を実施するものである。

5) 事業概要

本事業は、PFI法に基づき、本施設を設計・建設し、運営・維持管理までを一括してPFI事業者委ねるものとする。民間事業者は、PFI事業者としての特別目的会社（Special Purpose Company；以下「SPC」という。）を設立し、市から委ねられる事業運営等を行う。

なお、設置許可を前提として事業を行うものとし、設計・建設期間については2年3ヶ月とする。土地についてはPFI事業者が無償で貸付ける。本施設の運営・維持管理期間は、施設の供用開始から15年間とする。

① PFI事業者の業務

下記の業務を一括してPFI事業者と契約する。

- ・ 廃棄物受入れ管理
- ・ 各種申請等（生活環境影響調査、建築確認申請、一廃処理施設設置許可申請、施設の所有権移転に伴う諸手続、一廃処理施設の設置届出の支援、その他）
- ・ 施設の設計・建設
- ・ 施設の運転管理（ユーティリティ調達含む）
発酵不適物の寿焼却場への運搬、発酵残渣（脱水汚泥）等の民間産廃焼却場等の施設への運搬もしくは資源化施設までの運搬。
- ・ 資源化の促進（ガス有効利用、発酵残渣及び排水の資源化）
- ・ 計画・マニュアル作成、管理、記録報告
- ・ 施設の維持管理（事業期間中の全ての更新・修繕を含む）
- ・ 環境管理
- ・ 情報管理
- ・ その他関連業務（工事用地内の全ての範囲）

② 市の業務

市は、以下の業務を行う。

- ・ 本事業の実施に関する地元同意の取得
- ・ 交付金の申請手続
- ・ 各種申請（建築確認申請等）の実施支援、施設の所有権移転に伴う諸手続、一廃

処理施設の設置届出

- ・廃棄物搬入業務
- ・ガス販売、発電分の場内利用
- ・焼却不適物、事業者提案を超える発酵残渣・排水の処分、及び事業者提案のうち有効利用されない発酵残渣・排水の処分。
- ・出来高検査

6) PFI 事業者の収入

本事業における PFI 事業者の収入は、市からのサービス購入料及び自らの提案によって行う有効利用による収入とする。

① 市のサービス購入料

市は、PFI 事業者が本施設の設計・建設業務、運営・維持管理業務を行う対価として、サービス購入料を支払う。サービス購入料の構成は以下のとおりである。

ア) 設計・建設業務の対価

市は、PFI 事業者が行う本施設の設計、建設業務に対する対価を、下表のとおり支払う。

表：PFI での設計・建設業務の対価の支払いについて

支払い方法	内容
工事期間中の出来高払い及び引き渡し後一括払い	設計・建設業務の対価のうち一定割合（90％）を、年度ごとの出来高支払金として工事期間中の出来高払いで事業者を支払う。 建設最終年度分の残額は引渡し後に一括して支払う。 *循環型社会形成推進交付金、起債を想定

イ) 運営・維持管理業務の対価

市は、サービス購入料として運営・維持管理期間にわたって PFI 事業者へ毎年支払う。サービス購入料は、固定料金と変動料金で構成されるものとし、変動料金は、生ごみの処理量（受入量）に従って従量制（受入量実績×入札単価）で支払う。

また、バイオガス販売の場合、ガス会社へのバイオガス販売は市が行うものとし、発電の場合は市の環境衛生センターの消費電力相当分として市が利用するが、民間のモチベーション向上のため、バイオガスの有効利用量に応じて、PFI 事業者へのサービス購入料が変動する。

また、発生する発酵残渣及び排水等は、事業者の提案による有効利用を行う。有効利用は市が事業者へ販売する。有効利用されないものについては、それぞれ近隣の民間施設及び下水処理へ搬送し、焼却等の処理を行うが、発酵残渣及び下水処理費等の処分先までの運搬費は事業者の負担とし、発酵残渣等の処分費は市の負担とす

る。ただし、提案した有効利用量のうち有効利用されず処分が必要となった分については、事業者の負担とする。

なお、物価変動による改定は、サービス購入料に対し原則として年1回行うこととする。改定の具体的な規定については、契約書（案）別紙4にて示す。

② 有効利用による収入

事業者の提案により、提案された有効利用量及び単価にて市から買い取った発酵残渣、排水に係る有効利用を行うことができる。この有効利用に際して得られた収入は全て事業者の利益とすることができる。

7) 事業方式

本事業は、PFI事業者がPFI法に基づき、本施設を整備した後、施設所有権を市へ移転し施設設置届出がなされた上で、事業期間にわたり運営・維持管理を実施するBTO方式とする。

8) 事業スケジュール

①設計・建設期間：平成23年4月～平成25年6月（試運転期間を含む）

②所有権移転期限：平成25年6月末日

③運営・維持管理期間：平成25年7月～平成40年6月（15年間）

※生ごみの分別収集開始は、平成25年4月を予定している。

9) 本事業の実施に必要と想定される根拠法令等

- ・都市計画法
- ・建築基準法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・再生資源再利用の促進に関する法律
- ・ガス事業法
- ・高圧ガス保安法
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- ・下水道法
- ・河川法
- ・消防法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・水質汚濁防止法
- ・大気汚染防止法
- ・悪臭防止法
- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法
- ・地方自治法

- ・工場立地法
- ・その他本事業実施のために必要な関係法令、条例、計画 等

※本事業の遂行に必要となる許認可について、長岡市が取得すべき都市計画等の許認可については長岡市の責任において取得する。また、PFI 事業者が取得すべき許認可については、PFI 事業者の責任において取得するものとし、その費用についても PFI 事業者の負担とする。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定の方法

本事業は、設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的サービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者の選定に当たっては、建物及びサービスの対価の額及び事業運営能力、建設及び運営・維持管理能力等その他の条件により選定（いわゆる総合評価一般競争入札：地方自治法施行令第167条の10の2）を行う。

(2) 募集・選定スケジュール

募集・選定は、以下のスケジュールにより行う予定である。

内容	日時
入札公告	平成22年4月13日
入札説明会の実施	平成22年4月20日
入札説明書及び既存資料の閲覧	平成22年4月13～9月9日
入札説明書等に関する第1回質問 受付	平成22年5月6～10日
入札説明書等に関する第1回質問 回答	平成22年5月27日
参加表明書及び資格確認申請書の提出	平成22年6月1～7日
資格確認通知の発送	平成22年6月11日
参加資格がないと認めた理由説明の申し立て	平成22年6月16、17日
入札説明書等に関する第2回質問 受付	平成22年6月22～25日
参加資格がないと認めた理由の回答	平成22年6月30日
入札説明書等に関する第2回質問 回答	平成22年7月16日
入札	平成22年9月8～10日
落札者決定・公表	平成22年11月上旬
仮契約締結	平成23年1月上旬
事業契約締結	平成23年3月

(3) 入札説明書等に関する説明会及び現地説明会

入札説明書等に関する説明会及び現地説明会を次の要領で開催する。

開催日時 平成 22 年 4 月 20 日 午後 1 時 (2 時間程度)
開催場所 長岡市寿クリーンセンターごみ焼却施設内 2F 会議室
所在地 〒940-0015 長岡市寿 3 丁目 6 番 1 号
連絡先 長岡市 環境部 環境施設課
TEL : 0258-24-2838
FAX : 0258-24-6553
E-Mail : kankyosi-bio@city.nagaoka.lg.jp

(※ 説明会当日は資料を配付しないので、各自持参のこと。)

本事業に参加を希望する民間企業とし、1 社につき 2 名までとする。

出席を希望の方は、別紙 1 に記載する入札説明会参加申込書を上記の連絡先へ電子メール(添付ファイル)にて、平成 22 年 4 月 16 日(金)午後 5 時までに返送すること。

なお、市が実施方針説明会参加申込書を受信したときは、電子メールもしくは FAX により、市の受信確認通知を各申込者に対して返信する。市からの受信確認通知が無い場合は、必ず上記の連絡先へ電話により確認を行うこと。

文書形式は、Microsoft-Word、Excel とする (Windows2003 版)

(4) 既存資料の閲覧

資料の閲覧を下記の要領にて行う。

【既存資料の閲覧】

期間 平成 22 年 4 月 13 日から平成 22 年 9 月 9 日
場所 長岡市 環境部 環境施設課
所在地 〒940-0015 長岡市寿 3 丁目 6 番 1 号
連絡先
TEL : 0258-24-2838
FAX : 0258-24-6553
E-Mail : kankyosi-bio@city.nagaoka.lg.jp

(5) 質問の受付(第1回)

1) 入札説明書等に関して質問がある場合には、様式第 1 号に記入し、3)の提出期間内(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)に直接(4)の連絡先へ持参もしくは電子メール(添付ファイル)により送るものとする。電話での受付は行わない。

なお、市が質問・意見書を受信したときは、電子メールにより、市の受信確認通知

を質問・意見等の各提出者に対して返信する。市からの受信確認通知が無い場合は、必ず(4)の連絡先へ電話により確認を行うこと。

2) 質問・意見書の提出に際しては、様式1を使用し、使用するソフトは MS Excel 2003 とし、電子データで提出すること。

3) 提出期間

平成 22 年 5 月 6 日（木）～平成 22 年 5 月 10 日（月）午後 5 時までとする。

持参の場合の提出時間は、午前 9 時から午後 5 時の間とする。

4) 意見書、質問書を寄せられた者には、後日内容確認のため、必要に応じてヒアリングを行うこともある。

(6) 質問書に対する回答等(第1回)

提出された質問書に対する回答書は、平成 22 年 5 月 27 日から長岡市ホームページで閲覧できる他、長岡市環境部環境施設課にて、平成 22 年 5 月 27 日（木）～平成 22 年 9 月 9 日（木）まで閲覧可能である（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）。閲覧時間は、午前 9 時から午後 5 時の間とする。

(7) 参加表明書及び資格確認申請書の提出

入札参加者は、参加表明書及び資格審査に必要な書類を下記に従って提出すること。入札参加資格確認基準日は平成 22 年 6 月 1 日とする。

1) 受付期間

平成 22 年 6 月 1 日から平成 22 年 6 月 7 日までの午前 9 時から午後 5 時までとする。

2) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は必着）

3) 提出場所

上記(4)と同じ

4) 郵送先

上記(4)と同じ

5) 資格確認通知の発送

資格審査の結果については、平成 22 年 6 月 11 日に入札参加者の代表企業に通知の発送を行う。

6) 参加資格がないと認めた理由説明の申し立て

入札参加資格がないと判断された場合、その理由の説明の申し立てをすることができる（様式自由）。

①受付期間 平成 22 年 6 月 16 日から平成 22 年 6 月 17 日までの午前 9 時から午後 5 時までとする。

②提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は必着）

③提出場所 上記(4)と同じ

④郵送先 上記(4)と同じ

7) 参加資格がないと認めた理由の回答

入札参加資格がないと認められた理由の説明の申し立てがあった入札参加者に対し平成22年6月30日に回答を送付する。

(8) 質問の受付(第2回)

入札説明書等に関する第2回質問の受付を平成22年6月22日から平成22年6月25日まで行う。質問の受付は、参加資格が認められた者に限る。その他要領は上記(5)と同じ。

(9) 質問書に対する回答等(第2回)

提出された質問書に対する回答書は、平成22年7月16日から長岡市ホームページで閲覧できる他、長岡市環境部環境施設課にて、平成22年7月16日(金)～平成22年9月9日(木)まで閲覧可能である(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)。閲覧時間は、午前9時から午後5時の間とする。

(10) 入札

入札参加者は、本事業に関する提案内容を記載した入札提出書類(提案書)を平成22年9月8日(水)から平成22年9月10日(金)までに提出するものとする。持参の場合の提出時間は午前9時から午後5時までとする。

1) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は必着）

2) 提出場所

提出先 長岡市 環境部 環境施設課

所在地 〒940-0015 長岡市寿3丁目6番1号

TEL : 0258-24-2838

FAX : 0258-24-6553

3) 入札の辞退

入札参加資格審査の結果、入札参加資格を有するとされた者が入札を辞退する場合は、様式第11号の入札辞退届けを入札日午後2時までに提出すること。提出方法・場所は上記2)と同じ。

4) その他

提案書の内容確認のため、必要に応じ入札参加者に対してヒアリングを実施する場合がある。その場合には、提案書受付後、日時等に関し代表企業に通知を行う。

(11) 落札者の決定及び公表

提出された提案書について落札者決定基準に従って総合的に評価を行い、落札者を決定し、平成 22 年 11 月に市のホームページにて公表する。落札者が事業契約を締結しない場合、予定価格の範囲内で加点審査における「総合評価点」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある（地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づく随意契約）。

(12) 基本協定の締結

落札者が決定された後、すみやかに基本協定を締結する。

(13) 事業契約の締結

仮契約を平成 23 年 1 月に締結し、市議会の議決を経て本契約となる

3. 参加者に関する事項

(1) 参加者の資格等

1) 参加者の構成等

本事業への参加者は、次の全ての要件を満たすこととする。

- ① 参加者は、「設計業務を行う者」、「建設業務を行う者」及び「運営・維持管理業務を行う者」等から構成される単独企業または企業グループとする。
- ② 参加者は、構成される企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとする。
- ③ 本事業を実施することと選定された参加者は、仮契約締結までに本事業を実施する SPC を、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく株式会社として長岡市内に設立する。
- ④ SPC の発行する全ての株式は、構成員により事業契約終了時まで保有されなければならない。また、代表企業の SPC への出資割合は、構成員中、最大としなければならないものとする。
- ⑤ 参加者は、代表企業、構成員の企業名及びそれらが携わる業務を明らかにする。なお、構成員以外の企業で、本事業開始後、業務を委託し、または請け負わせることを予定している者（以下「協力企業」という。）がある場合には、当該協力企業の名称及びそれらが携わる業務について明らかにするものとする。
- ⑥ 参加者の構成員は、SPC から業務を直接受託又は請け負わなければならないが、他の参加者の構成員及び協力企業として重複して参加できないものとする。
- ⑦ 契約の締結に至らなかった参加者の構成員は、SPC の構成員になることはできない

ものとする。

- ⑧ 参加者の構成員の変更は原則として認めない。

2) 参加者の制限

資格審査関係書類提出時において、次に該当する者は、参加者の構成員または協力企業になることはできないものとする。なお、資格審査書類提出後においても構成員及び協力企業が以下に該当することとなった場合、市は当該参加資格を取り消す。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 次の法律の規定による申立て又は通告がなされている者。
 - ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て
 - イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て
 - ウ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て
 - エ) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算の申立て
- ③ 参加資格確認申請書等の提出期限から仮契約が締結されるまでの間に、市の指名停止措置を受けている者。
- ④ 最近1年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納している者。
- ⑤ 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者（パシフィックコンサルタンツ株式会社）及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

なお、「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の過半数を有し、またはその出資の総額の100分の50以上を出資している者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- ⑥ 選定委員会の委員が属する組織、企業またはその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。
- ⑦ 経営状況が健全でない者。

3) 参加者の資格要件

参加者の構成員のうち、設計、建設、及び運営・維持管理の各業務を行う者は、それ

ぞれ次の要件を満たす必要がある。

- ① 設計業務を行う者のうち 1 者は、次の要件をすべて満たすこと。
 - ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録、または建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 719 号）第 5 条の規定による登録（廃棄物部門）のいずれかを行っていること。
 - イ) 市の平成 21・22・23 年度入札参加資格者名簿において建築関連コンサルタントもしくは建設コンサルタントの業種登録がなされていること。
- ② 建設業務を行う者は、次の要件をすべて満たすこと。なお、建設業務を行う者が複数の企業による場合は、全員で以下の要件を満たしていれば良い。
 - ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の建築一式工事もしくは清掃施設工事の特定建設業の許可を有すること。
 - イ) 建設業法第 27 条の 23 の規定に基づく直前の経営事項審査（建築一式工事もしくは清掃施設工事）に係る点数が 800 点以上の者であること。
 - ウ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - エ) 建設業法における建築工事業、土木工事業もしくは清掃施設工事業のいずれかに係わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
 - オ) 市の平成 22・23 年度入札参加資格者名簿において、建築一式工事の業種登録がなされていること。
 - カ) 平成 10 年度以降に建設が完了したもので、生ごみ、有機性廃棄物、畜産糞尿、有機性汚泥（下水汚泥等）からバイオガスを回収する施設（ガス発生量 1,000 m³ N/日以上）の建設実績を有すること。
- ③ 運営・維持管理業務を行う者のうち 1 者は、次の要件を満たすこと。
 - ・平成 10 年度以降に業務を受託したもので、生ごみ、有機性廃棄物、畜産糞尿、有機性汚泥（下水汚泥等）からバイオガスを回収する施設の運営・維持管理業務実績（2 年以上）を有すること。

4) 参加資格要件の喪失

参加者が参加資格確認日から仮契約締結日までの間に参加資格要件を欠く事態に至った場合には、参加資格を取り消す。

5) 参加者の変更

原則として参加者の変更はできないが、代表企業及び 3(1)3) ② カ) に示す企業以外の参加者については、市が止むを得ないと認めた場合に限り変更を認めることがある。

(2) 参加に係る提出書類

参加に係る提出書類は、以下のとおりである。

1) 資格審査関係書類

- ① 入札参加表明書
- ② 構成員一覧表
- ③ 委任状（必要に応じて）
- ④ PFI一般競争入札参加資格申請書
- ⑤ 資格要件表（設計業務）
- ⑥ 資格要件表（建設業務）
- ⑦ 資格要件表（運営・維持管理業務）
- ⑧ 協力企業一覧表
- ⑨ 会社概要及び決算報告書（全社分の貸借対照表、損益計算書、利益の処分及び損失の処理に関する議案）
- ⑩ 印鑑証明書、使用印鑑届
- ⑪ 納税証明書（全社分）
- ⑫ 法人登記簿謄本（全社分）
- ⑬ その他参加資格要件が確認できる登録証、許可証及びその他書類

2) 提案書

- (様式第 12 号) 入札書類提出届
- (様式第 13 号) 入札書
- (様式第 14 号) 入札提案書類提出届
- (様式第 15 号) 要求水準に関する確認書
- (様式第 16 号) 入札価格内訳書
- (様式第 17 号) 初期投資内訳書
- (様式第 17-2 号) 初期投資内訳書
- (様式第 18 号) 運営・維持管理費内訳書
- (様式第 19 号) 提案書表紙
- (様式第 20 号) 資金調達計画、経営安定性
- (様式第 20-2 号) 資金調達計画、経営安定性
- (様式第 20-3 号) 長期収支計画
- (様式第 21 号) リスク対応
- (様式第 22 号) 地域経済への貢献
- (様式第 23 号) セルフモニタリング
- (様式第 24 号) 事業全体のプロジェクトマネジメント
- (様式第 25 号) 事業全般
- (様式第 26 号) 全体計画
- (様式第 27 号) 受入設備
- (様式第 28 号) 前処理設備
- (様式第 29 号) 発酵設備・生成物利用設備

- (様式第 30 号) 施工計画
- (様式第 30-2 号) 設計工程計画書
- (様式第 30-3 号) 工事工程計画書
- (様式第 31 号) 基本条件
- (様式第 32 号) 運営・維持管理体制
- (様式第 33 号) 受入業務・運転管理業務
- (様式第 34 号) 維持管理業務
- (様式第 35 号) 環境管理業務・情報管理業務
- (様式第 36 号) 資源化業務
- (様式第 37 号) 関連業務

3) 施設計画図書

①施設概要（施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。）

②図面

- ・全体配置図
- ・動線計画図
- ・見学者動線計画図
- ・建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）
- ・建築仕上図
- ・各階機器配置平面図
- ・機器配置断面図
- ・主要機器の組立図
- ・フローシート
 - (1) 生ごみ、発酵不適物、バイオガス、発酵残渣、排水等
 - (2) 上水、再利用水、排水（プラント排水・生活排水等）等
 - (3) バイオガス利用（ガス精製またはガス発電等）
 - (4) 計装系統図（受入前処理、発酵、発酵残渣処理、排水処理、ガス精製、ガス利用等）
 - (5) 電気設備主回路単線系統図
- ・鳥瞰図

③設計書等（ごみ質毎）

- ・物質収支計算書
- ・用役収支計算書
- ・熱収支計算書
- ・主要機器設計計算書（性能、容量、数量、構造、材質、操作条件、等）

④発酵残渣・排水類の再資源化に関する資料（有効利用先との協議状況資料及び各資源化物の品質並びに市からの購入単価）

⑤工程表

4) その他参考資料

提案書のうち、設計図面以外については、様式 12～様式 37 の順に、各ページの下に通し番号を振り、A 4 縦長左ホッチキス綴じにより、正 1 部副 20 部及び内容を記録したデータ（CD等）1 式（使用ソフト：Microsoft「Word」及び「Excel」（Windows 対応））を提出すること。なお、提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ 10.5 ポイント程度にて作成すること。

施設計画図書については、A 3 版で作成し、前記の順に横長左ホッチキスで綴じ、正 1 部副 20 部を提出すること。

(3) 著作権

参加者の提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属するものとする。

ただし、市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、無償で使用できることとする。

また、落札者以外の参加者提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(4) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運営・維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った参加者が負う。

4. 落札者の決定及び決定後の手続き

(1) 落札者の決定

1) 選定委員会の設置

市は、最優秀提案者の決定に当たり、学識経験者及び市職員等より構成される「長岡市生ごみバイオガス化事業 PFI 事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、その審査結果に基づき、最優秀提案者を選定する。審査委員名簿は審査講評の公表時に示す予定である。

2) 審査基準等

事業提案に関する審査は、市の財政負担額に加え、処理の効率性・安定性・信頼性、環境負荷の低減、資源循環利用の推進、周辺環境との調和、雇用創出等の地域経済貢献等の定性面を総合的に評価する。

なお、詳細については、落札者決定基準にて公表する通りとする。

3) 落札者の決定

選定委員会は参加者からの提案書を審査し、最も優れていると認めた参加グループを最優秀提案者として選定し、市は選定委員会の結果を踏まえて、落札者を決定する。

なお、最終的に参加者がいない、または本事業を PFI 法に基づく事業として実施することが適当であると客観的に評価された提案がない場合は、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表することとする。

(2) 契約に関する基本的な考え方

1) 基本協定の締結

落札者の決定後、市はすみやかに落札者と基本協定を締結する。

2) 特別目的会社の設立

落札者は、本事業を遂行するため、特別目的会社として、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社を設立するものとする。市は、落札者と基本協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札者が設立した特別目的会社と事業契約を締結する。特別目的会社の資本金は 1,000 万円以上とする。

なお、落札者となった入札参加グループの構成員は必ず特別目的会社に出資することとし、事業契約終了時まで株式を保有しなければならない。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

構成員は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

3) 事業契約の締結及び概要

市は落札者が設立する SPC と仮契約を締結し、その後、議会議決を得て本契約となる。契約内容は、設計、建設、運営・維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定するものである。事業契約締結に係る費用は事業者負担とする。なお、議会議決が得られない場合及び循環型社会形成推進交付金が交付されない場合には、事業を取りやめることがある。

5. インセンティブ及びペナルティに関する事項

(1) ガスの有効利用に対するインセンティブ及びペナルティ

本事業で発生したバイオガスについて、提案時に提案された方法で有効利用するものとする。ガス販売での有効利用の場合、発生したバイオガスは市が所有するものとして有効利用をしていくが、一定量以上のバイオガスが発生した場合について、事業者に戻元する。

本事業で発生したバイオガスについて、提案時に提案された発生量に満たない場合には、

契約書別紙4に記載するペナルティが課される。

(2) 発酵残渣の有効利用

事業者は有効利用の提案をするものとし、市は有価物として事業者へ販売する。有効利用から得られた収益は事業者のものとする事ができる。有効利用されないものについては、近隣の民間施設へ事業者が搬送し焼却等の処理を行うが、発酵残渣等の処分費は市の負担とし市が民間施設と直接契約を行う。ただし、提案した有効利用量のうち有効利用されず処分が必要となった分については、事業者の負担とする。なお、有効利用先に加え、焼却等を行う民間施設についても提案を行う事ができる。また、発酵不適物は寿焼却場へSPCが搬出する。

(3) 排水の有効利用

事業者は有効利用の提案をするものとし、有効利用から得られた収益は事業者のものとする事ができる。有効利用されないものについては下水処理を行うものとし、下水処理費は事業者の負担とする。

6. PFI事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施確保に関する事項

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の基本的考え方は、市とPFI事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものとする。

(2) 市による事業の実施状況、サービス水準の監視(モニタリング)

市は、PFI事業者が契約で定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を満足していることを確認するとともに、PFI事業者の財務状況の把握をするため、定期的または必要に応じてモニタリングを行う。

市側で発生するモニタリングに必要な費用は、原則として市が負担することとするが、モニタリング実施にて事業者側で発生する費用及び市への提出書類の作成等については、PFI事業者の責任及び費用負担により行うこと。

現段階におけるモニタリングの実施時期等は以下のとおりである。サービス購入料の減額、契約解除等の具体的な手続き等の詳細は契約書(案)に示す。

1) モニタリングの実施時期

① 設計段階

設計中及び設計の完了時に、PFI事業者の設計内容が、要求水準書及び契約書で定める水準を満たしているか確認及び検査する。

② 建設段階

PFI 事業による工事施工及び工事監理の状況について、工事期間中、定期的に確認及び検査する。

建設工事の完成時に、PFI 事業者により建設された本施設及び関連事業が要求水準書及び契約書で定める水準を満たしているか確認する。また、PFI 事業者の経営状況及び財務状況について、定期的に報告を求め確認する。

③ 運営・維持管理段階

PFI 事業者の行う運営・維持管理業務が、要求水準書及び契約書で定める水準を満たしているか確認する。また、PFI 事業者の経営状況及び財務状況について、定期的に報告を求め確認する。

2) モニタリング結果に基づく是正措置等

市は、PFI 事業者が契約で定める条件に違反した場合、または PFI 事業者により提供されるサービスが要求水準を満たさないと判断した場合には、PFI 事業者に対して業務の改善勧告及びサービス購入料の減額等を行うことができる。

3) モニタリング結果に基づく契約解除

市は、業務の改善勧告を行ったにもかかわらず、PFI 事業者が一定の期間内に改善措置を講じなかった場合、または改善することができなかった場合には、市は事業契約を解除することができる。

また、市は、PFI 事業者が改善措置を講じてもなお、サービスの提供に重大な障害の発生が懸念される場合、または業務遂行能力の回復が困難であると判断した場合には、事業契約を解除することができる。ただし、市は、事業契約を解除する前に、PFI 事業者に対して一定の猶予期間を与える場合がある。

4) PFI事業者の倒産等による事業契約の解除

市は、PFI 事業者の倒産、財務状況の著しい悪化、その他民間事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、事業契約を解除することができる。

5) 損害賠償

前 2 項の規定により市が事業契約を解除した場合、PFI 事業者は市に生じた損害を賠償しなければならない。

7. 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地条件等

所在地	長岡市寿 3 丁目 6-1 「長岡市環境衛生センター」敷地内
形態規制	建ぺい率 60%、容積率 200%

(2) 施設構成の概要

本施設の施設構成は以下を予定している。

詳細は入札説明書等の公表時に提示することとする。

施設構成、処理フロー	<ul style="list-style-type: none">・ バイオガス化施設、バイオガス精製・有効利用設備等要求水準書に基づき各社の提案とする。・ ガス利用は、ガス販売若しくはガス発電とし、各社選択できるものとする。・ 発酵残渣及び排水については、提案により有効利用するものとする。
------------	---

8. その他の事項

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金は、設計・建設に係るサービス購入料A相当額、及び運営・維持管理業務に係るサービス購入料B、C-1、C-2の年間相当額の100分の10以上に相当する金額とする。また、これと同等額を事業者が市を被保険者として履行保証保険を付保することをもって契約保証金の納付に代替できる。その場合には、事業者は事業契約締結後速やかに当該履行保証保険に係る保険証券を市に提出しなければならない。なお、事業者が被保険者として当該保険を契約する場合、事業者は自らの費用負担において、当該保険金請求権上に市のために質権を設定しなければならない。

(3) 提案の予定価格

本事業の入札に係る予定価格は非公表とする。予定価格を上回って入札した者は失格とする。なお、概算価格は約53億円（消費税及び地方消費税は含まない）を想定しており、設計・建設の対価及び運営・維持管理に係る固定費及び変動費に係るそれぞれの概算価格は以下のとおりである。概算価格は予定価格ではなく、市の想定したそれぞれのサービス購入料の適正金額を示すものであり、どちらかの概算価格を超えていても予定価格を下回っていれば失格とならない。

- ・ 設計・建設の対価（サービス購入料A）

21億円

- ・ 運営・維持管理に係る固定費及び変動費（サービス購入料B、C）

32億円

(4) 留意事項

予定価格は、事業期間にわたる設計・建設業に係るサービス購入料と維持管理業務に係るサービス購入料を単純に合計した金額であり、事業契約書（案）に規定する物価変動に応じた改定は見込んでいない。

(5) 市が付保を想定している保険

施設の引渡し後、市は本施設に対して以下の補償内容の全国市有物件災害共済に加入することを想定している。

補償内容

災害の種類	てん補割合	1回のおてん補限度額
火災、落雷、爆発、物体の落下車両の衝突、騒じょう、破壊行為	100分の100	なし (爆発のみ2億円)
風・水害	100分の50	2億円
雪害、土砂崩れ	100分の100	2億円

別紙 1 入札説明会参加申込書

平成 22 年 月 日

入札説明会参加申込書

長岡市バイオガス化事業に関する入札説明会への参加を希望します。

企業名	
参加希望人数	名
氏名	氏名： 氏名：

※ 1 企業あたり、2 名までとしてください。

※ 入札説明書等の資料を持参してください。(当日の配布はありません)

※ 当日、名刺を持参してください。

(担当者連絡先)

所属部署：

役職名：

氏名：

電話番号：

FAX 番号：

E-mail：